

芸術文化観光専門職大学 学術情報センター運営委員会規程

(趣旨)

第1条 この規程は、学術情報センター運営委員会（以下「委員会」という。）の組織及び運営に関して必要な事項を定めるものとする。

(審議事項)

第2条 委員会は、次に掲げる事項について審議する。

- (1) 図書等資料の収集、組織及び保管に関する事項
- (2) 図書等資料の利用者への提供に関する事項
- (3) 図書等資料の相互利用に関する事項
- (4) 学生情報、情報処理教育、ネットワーク（インターネットを含む。）機器、遠隔授業及び図書システム、事務系情報システム等の大学が設置する全学システム（以下「大学情報システム」という。）の基盤システム上での運用に係る立案、導入及び管理に関する事項
- (5) 大学情報システムの基盤システム上での安定的な運用及びセキュリティ維持に関する事項
- (6) 最新の情報処理技術及びセキュリティ技術の研究開発及び導入に関する事項
- (7) 学生、教職員等が教育研究、管理運営等の目的で独自に設置するシステムの管理運用に係る助言及び指導に関する事項
- (8) 大学情報システムの利用者に対する情報モラル等の研修、指導、啓発等に関する事項
- (9) インターネット接続に関する事項
- (10) 大学情報システムに係る個人情報の保護に関する事項
- (12) 情報システムに係る研究調査に関する事項
- (13) 前各号に掲げるもののほか、センターの運営に関する事項

2 大学情報システムの管理運用については、別に定める。

(組織)

第3条 委員会は、学長が指名する者をもって構成する。

(任期)

第4条 前条に定める委員の任期は2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任することができる。

(委員長)

第5条 委員会に委員長、副委員長を置く。

- 2 委員長は、学術情報センター長をもって充てる。
- 3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 4 副委員長は、学術情報副センター長をもって充てる。
- 5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたと

きは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会は、委員長が招集する。

- 2 委員会は、委員の過半数の出席がなければ、会議を開くことができない。
- 3 委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。
- 4 委員長が必要と認めたときは、会議に委員以外の者の出席を求めることができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、事務局地域リサーチ&イノベーション推進部地域支援課において行う。

(補則)

第8条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営に関して必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和5年4月1日から施行する。